

## 2. 夏の暑さ対策について

### (2) 学校園における熱中症対策について

#### 【答弁】

2- (2) についてお答えします。本年度、市内の学校園において、熱中症の疑いで病院へ救急搬送された事例は、小中学校で1例ずつございます。

小学校での事例は、水泳の時間にプールサイドで見学をしていた児童が、中学校での事例は、部活動において、ランニングをしていた生徒が、いずれも体調不良を訴えたものでございます。両者とも水分補給や身体の冷却等の応急処置をした後、病院へ救急搬送され、熱中症との診断を受けました。どちらも学校による適切な対応により、病院で点滴をうけた後に症状が回復し、その日のうちに自宅療養となり、大事には至りませんでした。

教育委員会では、これまでより、熱中症による事故防止及び予防対策について、5月に各学校園に注意喚起を促す通知を出すとともに、校園長会を通じて全教職員へ周知徹底するように指示いたしております。また、今年6月には「環境省熱中症関連普及啓発資料」を各学校園に配付し、熱中症予防の取組みについて指導いたしました。さらに、7月に「熱中症事故の防止について」の文部科学省通知及び関連資料を各学校園に配付・周知したところでございます。

各学校園における具体の取組みといたしましては、市内すべての小中学校の体育館には温湿度計、運動場・園庭やプール等には温度計を設置する等、気象・環境条件を把握の上、部活動や体育授業中等において、適切に水分補給を行ったり、休けい時間をとったりするなどの配慮をしております。また、教職員による日々の健康観察により、個々の子どもたちの健康状態を把握しており、少しでも熱中症の疑いのある子どもには、早めの声かけを行っております。

さらには、「環境省熱中症予防情報サイト」の活用、ミストファンの配置、校内放送や掲示物による注意喚起等を実施しております。また、校舎内での対応策としては、教室の窓や扉を開放することに加え、平成21年度より普通教室に設置されている扇風機の活用やエアコン設置教室の利用等、熱中症の未然防止に努めております。

しかしながら、万が一、熱中症事故が発生いたしましても、冒頭で申し上げました事例のような緊急対応を迅速に行えるよう学校園が組織的に救護体制を構築し、応急手当を施し、傷病者を速やかに医療機関へ搬送することに努めております。

本市教育委員会といたしましては、今後とも、安全・安心な学校園の実現にむけて、全ての子どもたちに十分な熱中症対策がなされるよう、学校園を指導・支援してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。